

(非公式訳)

投資委員会布告

第 4/2563 号

件名：中小企業(SMEs)向け投資奨励措置

中小企業 (SMEs) の能力向上および中小企業が持続的に成長するための競争力の強化を目的とし、仏暦 2520 年 (西暦 1977 年) 投資奨励法第 16 条第 2 項、第 18 条、第 31 条、第 31 条 1 項および第 35 条により、投資委員会は中小企業(SMEs)向け投資奨励措置の規定を以下ように公布する。

第 1 項 仏暦 2557 年 (西暦 2014 年) 12 月 3 日付の投資委員会布告第 2/2557 号の付録の投資奨励対象業種表における A グループおよび B1 グループの業種を中小企業 (SMEs) 向けの投資奨励の対象となる事業と定める。但し、部屋数が 50 室以上 99 室以下であり 1 室の投資額 (土地代および運転資金を除く) を 100 万バーツ以上とするという条件を定めた第 7.23.1 種ホテル事業を除く。

条件

- (1) 各プロジェクトにおける最低投資額 (土地代および運転資金を除く) は 50 万バーツ以上とする。
- (2) タイ国籍の自然人が登記資本の 51%以上を保有すること。
- (3) 負債比率が 4 : 1 を超えないものとする。
- (4) 投資奨励措置の申請対象であるプロジェクトにおいて、国内の中古機械を使用することが認められる。但し、当該中古機械の価値は国内における中古機械の簿価で算定した上で、1,000 万バーツを超えないものとする。また、基幹設備に新品機械に全設備投資額の 50% 以上投資すること。
- (5) 被奨励事業と非奨励事業のすべての事業を含め、被奨励者のすべての事業による収入は被奨励事業による収入が発生した日から、最初の 3 年間における合計所得が年間 5 億バーツを超えないものとする。

恩典

- (1) 機械の輸入関税の免除。
- (2) A グループの事業において投資額 (土地代および運転資金を除く) の 200%の割合に相当する純利益に係る法人所得税を免除する。
- (3) その他の恩典は仏暦 2557 年 (西暦 2014 年) 12 月 3 日付の投資委員会布告第 2/2557 号の規定に基づき付与される。

第2項 プロジェクトの価値に基づく追加恩典（メリットに基づく恩典）

国家または業界全体に利益をもたらす事業活動への投資または支出の推進および奨励を目的とし、投資委員会はプロジェクトの価値に基づき以下の通り追加恩典を定める。

2.1 競争力向上のための追加恩典

- (1) 国内での自社または国内での外注による、または海外にある機関との共同研究開発による技術とイノベーションの研究開発における追加免税上限は、投資額または費用の 300% として算定されるものとする。
- (2) 技術・人材開発基金、教育機関、専門研修センター、研究機関、投資委員会の承認を得た科学技術分野における研究機関および政府機関への支援における追加免税上限は、投資額または費用の 100% として算定されるものとする。
- (3) 国内で開発された技術の権利使用料における追加免税上限は、投資額または費用の 200% として算定されるものとする。
- (4) 高度技術トレーニングにおける追加免税上限は、投資額または費用の 200% として算定されるものとする。
- (5) 委員会の承認を得た国内での自社または国内での外注による製品および梱包の設計における追加免税上限は、投資額または費用の 200% の割合で算定されるものとする。

詳細に関しては事務局が定めた規定に基づくものとする。

付与される追加恩典は以下の通りとする。

- (1) 上記の総投資額または総費用のいずれかが最初の 3 年間の総収入の 0.5% 以上となった場合、更に 1 年間法人所得税が免除されるが、合計年数は 13 年を超えないものとする。
- (2) 上記の総投資額または総費用のいずれかが最初の 3 年間の総収入の 1% 以上となった場合、更に 2 年間法人所得税が免除されるが、合計年数は 13 年を超えないものとする。
- (3) 上記の総投資額または総費用のいずれかが最初の 3 年間の総収入の 1.5% 以上となった場合、更に 3 年間法人所得税が免除されるが、合計年数は 13 年を超えないものとする。

2.2 地方分散のための追加恩典

ガラシン県、チャイヤブーム県、ナコーンパノム県、ナーン県、ブンカーン県、ブリラム県、プレー県、マハーサラカム県、ムックダーハン県、メーホンソーン県、ヤソトン県、ローイエット県、シーサケート県、サコンナコン県、サケオ県、スコートタイ県、スリン県、ノンブアランプー県、ウボンラチャタニー県、アムナートジャルーン県の 20 県に事業所を設立する場合、さらに 3 年間の法人所得税が免除されるが、合計年数は 8 年を超えないものとする。A1 グループまたは A2 グループの業種の場合、法人所得税免除の恩典の終了日からさらに 5 年間の 50% の法人所得税の減免が受けられる。

2.3 工業地区開発のための恩典

事業所が工業団地または奨励されている工業区に立地する場合、さらに 1 年間の法人所得税を免除されるが、合計年数は 8 年を超えないものとする。但し、工業団地または奨励されている工業区に立地しなければならないという条件のある業種を除く。

2.4 特別経済開発区（SEZ）の投資奨励措置に基づく追加恩典

事業所が特別経済開発区（SEZ）に立地する場合、特別経済開発区における投資奨励措置に基づく恩典に加えて、投資額（土地代および運転資金を除く）の 200% の割合による法人所得税の免除が受けられる。

2.5 プロジェクトの価値に応じた追加恩典の申請

- (1) グループ A の業種に関しては、投資奨励措置申請と同時または投資奨励を受けた後に、プロジェクトの価値に応じた追加恩典を申請することができる。

投資奨励を受けた後の申請の場合、投資奨励を受けた者は当該事業による収入が発生したか否かを問わず、追加恩典を受けることができる。但し、追加恩典申請日の時点で第 31 条に基づく法人所得税免除恩典が免除期間および免除枠ともに残っていないなければならない。

- (2) グループ B1 の業種に関しては、投資奨励措置申請と同時のみプロジェクトの価値に応じた追加恩典を申請することができる。但し、規定に基づき追加の投資奨励措置が付与されない条件がある投資奨励措置対象業種の付録において定められている業種を除く。

第3項 本告示は仏暦 2557 年（西暦 2014 年）12 月 18 日付の特別経済開発区における投資奨励方針に関する投資委員会告示第 4/2557 号、および生産効率向上のための投資奨励措置に関する仏暦 2560 年（西暦 2017 年）10 月 28 日付の投資委員会第 9/2560 号やその他の関連告示に基づき、中小企業のための投資奨励措置策に関する規定および条件が適用される。

第4項 本措置は仏暦 2563 年（西暦 2020 年）3 月 2 日から仏暦 2564 年（西暦 2021 年）の最終営業日までの間に投資奨励を申請するプロジェクトに適用する。

尚、本布告は直ちに有効とする。

発布日：仏暦 2563 年（西暦 2020 年）3 月 11 日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー

（プラユット・チャンオーチャー）

首相

投資委員会委員長